



甲州市農業ビジョン



(令和2年度から令和11年度)



令和2年3月

甲州市



課題など

- 担い手の減少
- 農業従事者の高齢化
- 農業従事者の営農意欲の維持
- 産地間競争の高まり
- 経営の安定化と所得向上
- 耕作放棄地の増加
- 自然災害、気象変動への対応
- 農業生産基盤の整備
- 有害鳥獣被害



1 担い手の確保と育成	
(1) 相談会等の開催	就農相談会等の実施
	農地見学会等の実施
(2) 移住支援	第三者による経営継承の検討
	退職帰農の取組推進
	住宅環境の情報提供、空き家、公共施設、市営住宅等の活用検討
	地域おこし協力隊の活動支援
	農地、中古施設、農業機械等の情報の一元管理、情報提供
(3) 技術支援	移住希望者等への各種施策の情報提供
	農地法上の下限面積緩和の検討
	就農定着総合支援制度の推進
	農業塾、農業経営塾等の支援体制の検討
	高齢農業者の知識や技術の継承について検討
(4) 農地集積	地域普及センター、JA フルーツ山梨等の講習会等の情報提供
	ブドウ棚設置技術者の養成、技術継承に資する施策検討
	ブドウ棚設置技術者のデータベース化等の検討
(5) 経営支援	農地中間管理事業による農地の集積・集約化促進
	人農地プラン活用による、課題の明確化と課題解決の推進
(6) 法人化、企業的経営、法人参入	農業次世代人材投資資金の活用
	後継者、認定農業者に対する経営所得安定対策等の支援
	農機具庫、共同作業場等の確保について検討
	多角的な販売への支援と、新たな販路開拓に向けた取り組み支援
(7) 援農等	労働・農業用機械の相互補完に資する仕組みづくりの推進
	目的に応じた法人化の支援
	農地、営農状況等の情報提供による法人の参入、誘致の推進
	小規模農業参入の推進、農業体験の機会の提供
(8) 女性農業者が活躍できる環境整備	認定農業者、新規就農者、女性農業者等の交流機会の創出
	繁忙期が異なる他業種、他地域との労働力の相互補完の検討
	「いいさよ～山梨」の取り組みの周知と活用促進
	高齢者が農業を継続できる施策の検討
(9) 農福連携の推進	女性農業者同士のネットワークづくりの推進
	女性農業者のための情報の提供や講習会の推進
	家族経営協定の締結促進、各種団体の委員等の登用にに向けた普及・啓発
	女性農業者の作業環境の問題点把握と改善策の検討
(10) 農業教育の実施	障害の状態に適した農作業の検討
	関係機関等との連携による農家と障害者施設とのマッチング支援
	農業遺産、果樹農業等の講演会等の開催に
	市内保育園や学校等における農業体験、学習機会の実施
	農業活動等の市民サポート組織の育成
	「食農教育」の考えによる各種取組みの推進
2. 儲かる農業のための環境整備	
(1) 販売戦略の強化と農産物ブランド化の推進	品種に応じたブランド化方針作成、販売戦略に応じたブランド化支援
	6次産業化の推進、公営施設での情報発信、県内外でのPR活動の強化
	農業遺産認定のブランド化推進
(2) 海外への農産物販売策の促進	関係団体、生産者、団体等との連携による、輸出機会拡大
	日本ブドウ産地協議会による「ブドウ等の輸出」への支援
	農業遺産の周知
(3) 地域資源としての農業の活用策の推進と農業遺産を活用した農村づくり、文化・歴史資源の活用	農業遺産におけるランドスケープの概念の周知、保全の推進
	「ロゴマーク」の認知度の向上、認証制度の研究、農産物の高付加価値化の検討
	SNSによる消費者へ情報発信、インフルエンサー等との関係構築
(4) ワイン振興	産官学、行政の連携、協力によるワイン振興推進
	ワインツーリズムを核としたワイン観光の推進
	葡萄資料館、宮光園等の産業遺産の活用策検討
	「甲州市原産地呼称ワイン認証制度」の運用による醸造用ブドウ畑のデータベース化推進
	ワインと果実を併せたプロモーション等の検討
	ワイナリー等への農地情報提供、栽培契約希望者とのマッチング推進
	市ワイン原料用甲州種ブドウ苗木供給対策事業による生産農家への苗木提供
園地情報を明らかにするための醸造用甲州ブドウ「文書契約取引」の推進	
(5) 観光資源としての農業	地理的表示制度を活用した地域ブランド推進
	グリーンツーリズムや農業体験などの取り組み促進。
	ブドウ、ころ柿の歴史的価値と関連史跡等を活用したイベントの検討
	観光農園の情報提供と、農業資源を活用した観光メニューの検討
	体験施設、農家レストラン等の整備・導入の検討
	農家と観光関連事業者との異業種交流の推進
	甘草屋敷由来の甘草について観光等の視点等から活用策を検討
「甲州」の情報発信と、栽培奨励の推進	
(6) スマート農業	農業のIoT化等の動向注視と導入の検討
	各種センサーやドローン等の活用について検討
	情報の蓄積、活用と病虫害発生予察、農業経営改善、省力化へつながる情報提供の検討
	熟練農業者の技術・判断の記録・データ化と活用の検討
(7) 気象災害に強い農業の推進	雨よけ施設、ころ柿乾燥機等の設置推奨、気象災害に強い生産技術の周知
	温暖化に適応した品目・品種への改植、栽培技術の情報周知
	温暖化に伴う黒系ブドウの着色不良に関する情報提供
	農業保険の加入促進
	防災、減災等の視点を含めた、基盤整備の推進
	桃せん孔細菌病等の病虫害への迅速な対応
3. 農地の確保と有効利用	
(1) 担い手への農地の利用集積の促進	農地流動化奨励金制度の継続による優良農地保全
	農地中間管理機構による、出し手・受け手との調整、農地の集積、集約化推進
	甲州市地域農業再生協議会を通じての農地利用集積、集約
	「人・農地プラン」による担い手への農地の利用集積の推進
	新規就農者への農地情報の提供
(2) 耕作放棄地等の活用と基盤整備の促進・農地の保全管理	農地パトロールによる耕作放棄地の実態把握
	再生可能農地、周辺に影響をもたらす耕作放棄地の再生整備
	「人・農地プラン」に基づく耕作放棄地解消対策の検討
	実状にあった耕作放棄地の活用促進
	再生利用困難農地の森林等自然環境の再生など農業以外の利用検討
	地元地区からの要望に基づく、農道、用排水施設の新設・改修の推進
	農地区画整理、農道整備、用排水路の整備の推進
農業の多面的機能の維持・発揮につながる地域活動支援	
(3) 鳥獣被害対策の強化	防除のマニュアルの作成等による個々の対応、地域・集落住民が一体となった取組み促進
	防護柵・電気柵の設置など防除対策強化、猟友会による駆除対策の支援
	周辺自治体と連携した広域での鳥獣被害防止対策推進



はじめに

ブドウ、モモ、スモモ等を始めとした果樹農業は本市の基幹産業であり、その生産量や質の高さにおいて全国有数の産地です。

しかしながら、全国的に課題となっている次世代を担う後継者の不足、耕作放棄地の増加、有害鳥獣等、様々な問題については本市も例外ではありません。

このような中、本市の農業の現状と課題を把握することを目的に、平成 31 年 3 月 1 日を基準日として、「甲州市の農業に関するアンケート」を実施しました。

本アンケートについては、2,225 件と多数の回答があり、自由記載欄にも驚く程多くの意見が寄せられました。アンケート結果を集計したところ、多くの農業者は、様々な課題を承知しているが同時に国内外に誇れる本市農業を何とか次代につなぎたいと切に望んでいることが分かりました。そこで、このアンケートを分析・活用し、本市の農業の将来像を示すことを目的として「甲州市農業ビジョン」を策定することとしました。

策定にあたっては、学識経験者、農業関係団体、農業者等で構成する「甲州市農業ビジョン策定委員会」を組織し、3 回の委員会を開催する中で議論を深め、この議論とアンケート結果を踏まえ、この度「甲州市農業ビジョン」を策定しました。

本市農業を担う農業者も今後、高齢化が進展することから、将来を考えると、今後 10 年が正念場ではないかと思えます。

本ビジョンの内容に基づき、今後とも甲州市の農業の更なる推進に向け取り組んでまいります。皆様のご協力をいたднаかで、甲州市の農業が 10 年後、20 年後、その先まで発展し続けることを願ってやみません。

令和 2 年 3 月

甲州市長 鈴木 幹夫

目 次		
第 1 章	策定の基本的な考え方	3
1	策定の趣旨	3
2	ビジョンの位置づけ（10 年後に目指す農業の姿）	3
3	計画期間	3
第 2 章	甲州市の農業の現状と課題	4
1	甲州市の概要	4
2	甲州市の農業の現状	5
	（1）経営耕地面積（販売農家）	5
	（2）認定農業者数（市集計）	5
	（3）農業生産額	5
	（4）担い手総農家数	5
	（5）販売農家数	5
	（6）農業就業人口	5
	（7）農産物の生産・販売	6
	（8）市民農園利用者数の推移	6
	（9）醸造用甲州ブドウの取引実績推移	6
	（10）ハウスぶどう出荷量・販売金額	7
	（11）ハウスぶどう出荷量・販売金額（品目毎）	8
3	甲州市の 10 年後の姿	9
	（1）人口推計	9
	（2）農業就業人口の推移予測	12
4	甲州市の農業に関するアンケート結果	13
5	甲州市の農業の特徴	21
6	甲州市の農業の課題	21
第 3 章	主要施策の展開	24
1	担い手の確保と育成	24
	（1）相談会等の開催	24
	（2）移住支援	24
	（3）技術支援	24
	（4）農地集積	25
	（5）経営支援	25
	（6）法人化、企業的経営、法人参入	25
	（7）援農等	26
	（8）女性農業者が活躍できる環境整備	26
	（9）農福連携の推進	26
	（10）農業教育の実施	27
2	儲かる農業のための環境整備	28
	（1）販売戦略の強化と農産物ブランド化の推進	28
	（2）海外への農産物販売策の促進	28
	（3）地域資源としての農業の活用策の推進と農業遺産を活用した農村づくり、文化・歴史資源の活用	28
	（4）ワイン振興	28
	（5）観光資源としての農業	29
	（6）スマート農業	30
	（7）気象災害に強い農業の推進	30
3	農地の確保と有効利用	32
	（1）担い手への農地の利用集積の促進	32
	（2）耕作放棄地等の活用と基盤整備の促進・農地の保全管理	32
	（3）鳥獣被害対策の強化	32
第 4 章	ビジョンの推進体制	34
	ビジョンの推進体制	34
※	参考資料	36
1	策定の経過	36
2	甲州市農業ビジョン策定委員会設置要綱	37
3	甲州市農業ビジョン策定委員会委員名簿	38

第1章 策定の基本的な考え方

1. 策定の趣旨

本市は、ブドウ、モモ、スモモ、サクランボなどの果樹栽培を中心とした農業を基幹産業としており、日本農業遺産に認定されるなど、「フルーツ王国山梨」における代表的な果樹産地である。また、ワイン、ころ柿などの二次産品は、本市の代表的な特産品であり、高い品質と知名度を誇っている。

しかし、産地間競争の激化など農業を取り巻く環境は依然として厳しく、農家数の減少や農業就業者の高齢化、担い手不足の影響により、耕作放棄地の増加などが問題となっている。

このような状況に対し、今後10年を重要期間と位置づけ、担い手の確保、農業者の所得向上、農用地の利用集積等を図ることを目的に「甲州市農業ビジョン」を策定する。

2. ビジョンの位置づけ(10年後に目指す農業の姿)

「次代につなぐ、農業遺産のまち甲州」

を目標とし、この目標を実現するために、農業経営が安定し、魅力ある産業として成り立ち、今後も長く甲州市の農業が継承されていく事を願い、3つの基本方針のもと農業振興に取り組んでいきます。

基本方針

1 担い手の確保と育成

2 儲かる農業のための環境整備

3 農地の確保と有効利用

これらの基本方針の具体化に向け、第2章で本市農業の現状と課題等を明確にし、第3章で主な取組内容について記載しました。

3. 計画期間

令和2年度から令和11年度まで

第2章 甲州市の農業の現状と課題

1. 甲州市の概要

① 市制施行	平成 17 年 11 月 1 日（塩山市・勝沼町・大和村の合併）
② 立 地	甲府盆地の東部にあり、都心から約 100km 圏内に位置
③ 面 積	264. 11 km ²
④ 人 口	31, 598 人（平成 31 年）住民基本台帳
⑤ 産業構造	第一次産業 23. 8%、第二次産業 18. 8% 第三次産業 56. 5%（平成 27 年度国勢調査）
⑥ 交 通	東京から 100km 圏内に位置し、高速交通網として中央自動車道が横断し、勝沼インターチェンジが設置されています。 JR 中央本線の甲斐大和駅、勝沼ぶどう郷駅、塩山駅の 3 つの駅を有しているほか、高速バスの停留所があり、路線バスや地域循環バスが運行されています。
⑦ 地 勢	本市は、総面積の約 8 割を森林が占め、日本百名山である大菩薩嶺をはじめとする大菩薩山系や秩父山系など北部の山々は、秩父多摩甲斐国立公園に指定されており、こうした森林地域をはじめ、清らかな水の流れる溪谷、河川など、豊かな自然に恵まれています。 重川や日川などとその支流が複合扇状地をつくり、なだらかな斜面に広がるブドウやモモなどの果樹園は個性豊かな景観を形成しており、この果樹園景観は農村風景の中でも特筆すべきものとなっています。
⑧ 気 候	甲州市勝沼の気象データ（1981～2010年平年値）によると、年平均気温は13. 8℃、月平均気温で日最高気温は8月が最も高く32. 1℃、日最低気温は1月が最も低く-3℃となっています。夏には最高気温が35℃を超えることがある一方、冬は最低気温が-7℃と氷点下になる日があり、内陸型で寒暖の差が大きいのが特徴となっています。 また、降水量は年1080mmと全国平均（1609mm）と比較し少なく、日照時間は2, 163時間と全国平均1, 755時間と比較して多くなっています。
⑨ 歴史文化	かつて甲斐の国を治めた武田家ゆかりの寺社仏閣が多数存在し、代々の家督の証とされる国宝「小桜韋威鎧 兜、大袖付」を有する菅田天神社、信玄公の菩提寺である恵林寺、勝頼公の菩提寺である景德院、日本最古の「日の丸の御旗」や風林火山で有名な「孫子の旗」などを有する雲峰寺、「実戦軍配」、「武田軍旗」などを有する栖雲寺などがあります。 また、国内のワイン醸造発祥にまつわる産業遺産など近代産業遺産も数多く存在し、甲州街道や鎌倉への古道など歴史的な街道も残っており、歴史に彩られた文化資産が数多く存在しています。

2. 甲州市の農業の現状

※統計、グラフの説明等については、「6. 甲州市の農業の課題」に記載してあります。

(1) 経営耕地面積（販売農家）（出典 農林業センサス） 単位/ha

年度	H2	H7	H12	H17	H22	H27
面積	2,088	1,950	1,918	1,732	1,616	1,482

(2) 認定農業者数（市集計） 単位/人

年度	H26	H27	H28	H29	H30
人数	167	156	192	230	249

(3) 農業生産額（出典 農林業センサス） 単位/百万円

年度	H2	H7	H12	H17	H22	H27
金額	10,988	10,988	10,566	9,575	8,830	9,932

(4) 担い手（農業就農者数等、認定農業者数）総農家数

（出典 農林業センサス） 単位/戸

年度	H2	H7	H12	H17	H22	H27
世帯数	3,995	3,762	3,447	3,192	2,995	2,665

(5) 販売農家数（出典 農林業センサス） 単位/戸

年度	H2	H7	H12	H17	H22	H27
世帯数	3,304	3,091	2,846	2,680	2,426	2,195

(6) 農業就業人口（販売農家）（出典 農林業センサス） 単位/人

年度	H2	H7	H12	H17	H22	H27
男	3,168	2,766	2,661	2,481	2,153	1,955
女	3,909	3,419	3,177	2,847	2,336	1,980
合計	7,077	6,185	5,838	5,328	4,489	3,935

(7) 農産物の生産・販売（農産物販売金額別農家数等、販売額）

平成 30 年度（JA）

品種	収穫量（t）	販売額（百万円）
ブドウ	5,314	5,182
モモ	4,511	2,447
スモモ	1,113	653
オウトウ	8	18
カキ	123	168

(8) 市民農園利用者数の推移（市集計）

単位：区画/人

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1
区画数	75	75	75	75	75	38
利用数	54	57	56	50	48	24

(9) 醸造用甲州ブドウの取引実績推移

市内産

単位：取引量／t

年度	H27	H28	H29	H30	R1
系統	534	395	384	303	290
系統外	1,136	881	1,114	918	1,025
合計	1,670	1,276	1,498	1,221	1,315

市外県内産

単位：取引量／t

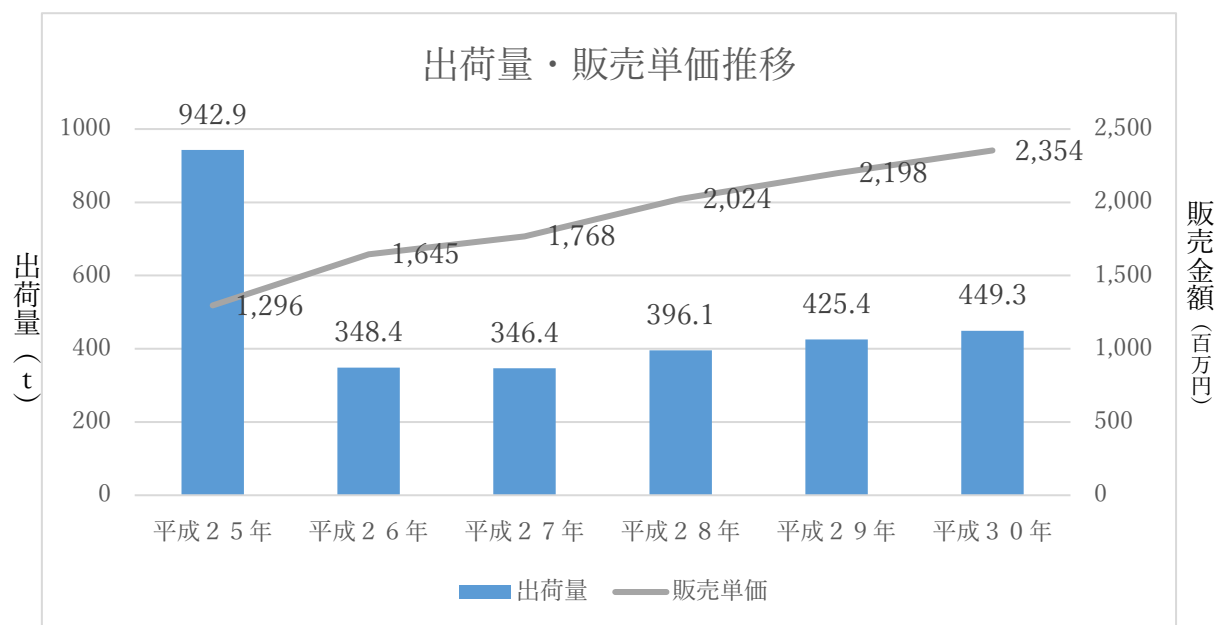
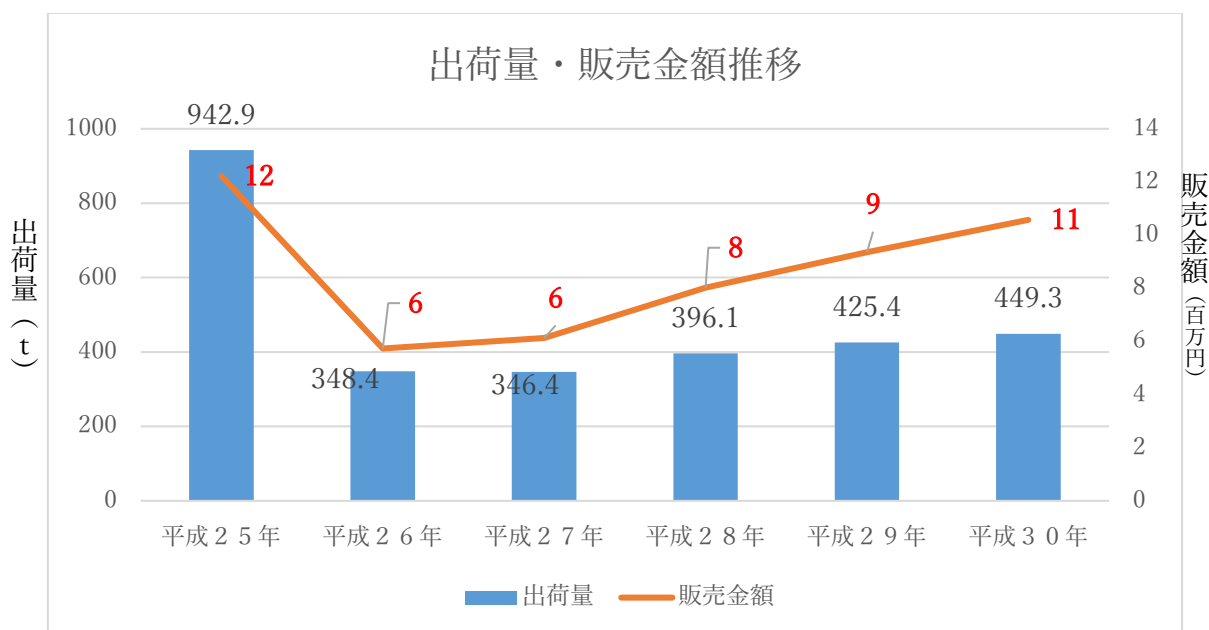
年度	H27	H28	H29	H30	R1
系統	524	455	448	380	387
系統外	885	724	783	783	774
合計	1,409	1,179	1,231	1,163	1,161

※系統とは、「農協を通じた取引」のこと

系統外とは、「農協を通さない直接的な取引」のこと

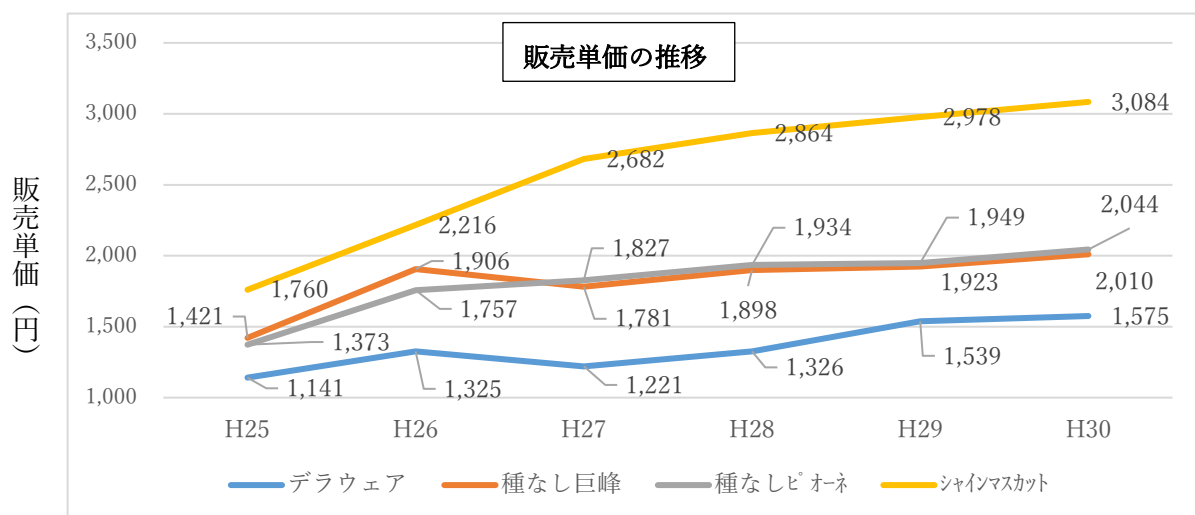
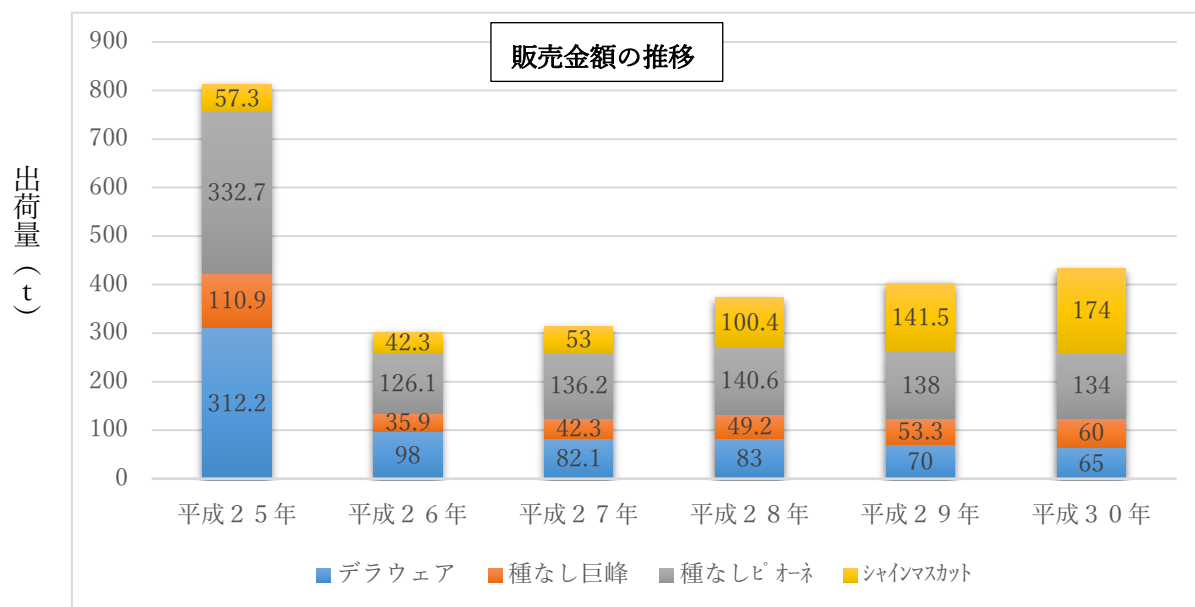
(10) ハウスぶどう出荷量・販売金額

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
出荷量	942.9	348.4	346.4	396.1	425.4	449.3
販売金額	1,222 百万円	573 百万円	612 百万円	801 百万円	935 百万円	1,057 百万円
販売単価	1,296	1,645	1,768	2,024	2,198	2,354



(11) ハウスぶどう出荷量・販売金額（品目毎）

年度		H25	H26	H27	H28	H29	H30
デラウェア	出荷量	312.2	98	82.1	83	70	65
	販売金額	356 百万円	130 百万円	100 百万円	110 百万円	107 百万円	102 百万円
	販売単価	1,141	1,325	1,221	1,326	1,539	1,575
種なし巨峰	出荷量	110.9	35.9	42.3	49.2	53.3	60
	販売金額	158 百万円	69 百万円	75 百万円	93 百万円	103 百万円	121 百万円
	販売単価	1,421	1,906	1,781	1,898	1,923	2,010
種なしピオーネ	出荷量	332.7	126.1	136.2	140.6	138	134
	販売金額	457 百万円	222 百万円	249 百万円	272 百万円	269 百万円	274 百万円
	販売単価	1,373	1,757	1,827	1,934	1,949	2,044
シャインマスカット	出荷量	57.3	42.3	53	100.4	141.5	174
	販売金額	101 百万円	94 百万円	142 百万円	288 百万円	422 百万円	537 百万円
	販売単価	1,760	2,216	2,682	2,864	2,978	3,084



3. 甲州市の10年後の姿

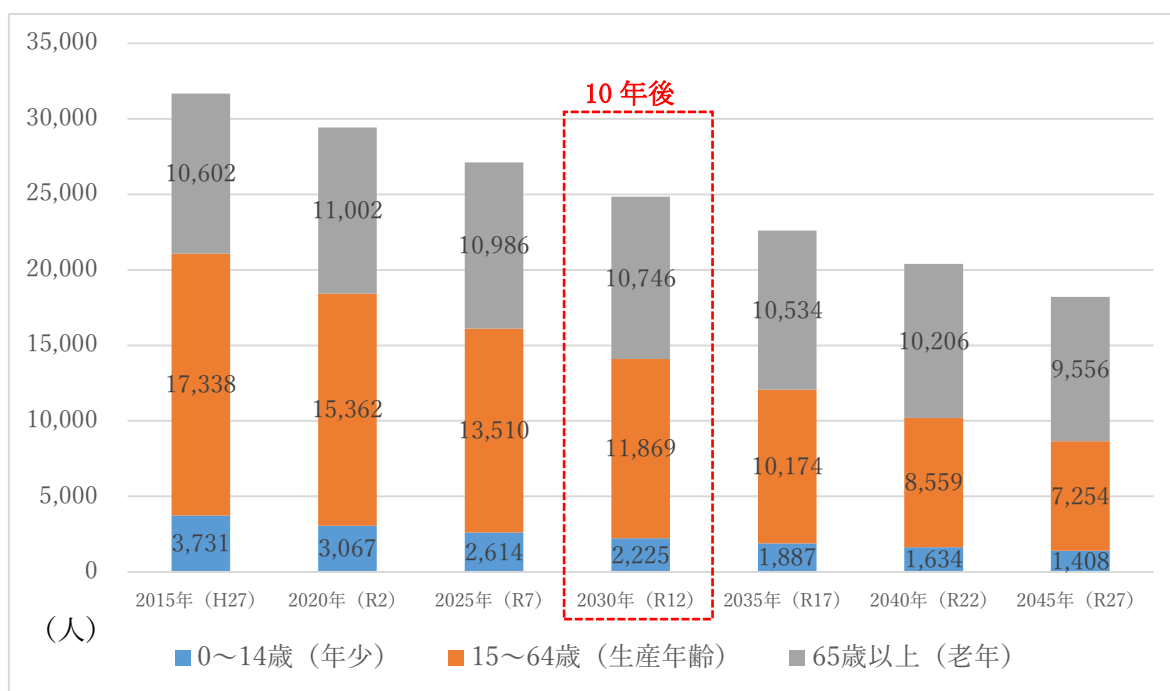
(1) 人口推計

※国立社会保障・人口問題研究所による将来の地域別男女5歳階級別人口（各年10月1日時点の推計人口：2015年は国勢調査による実績値）

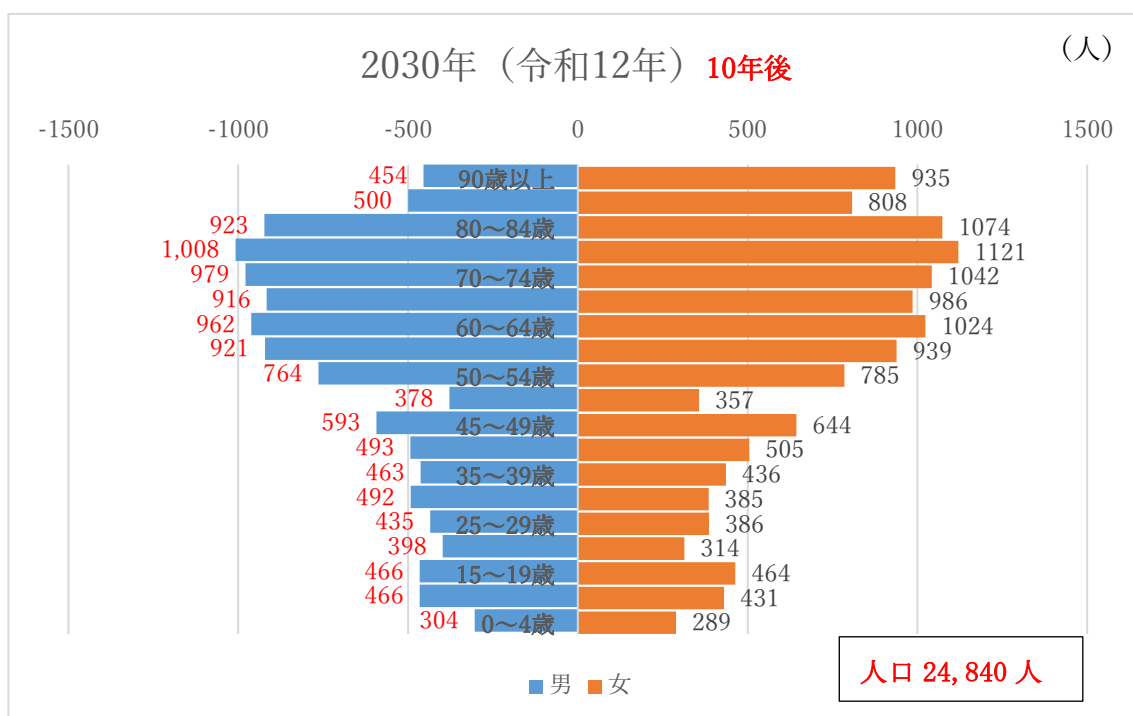
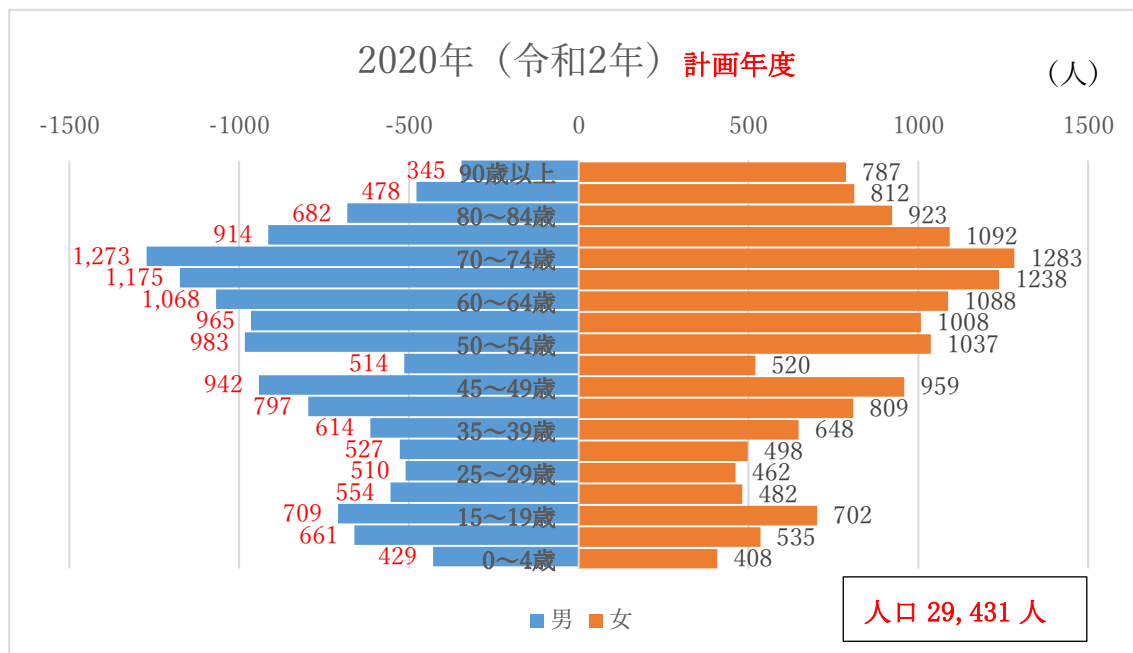
単位：人

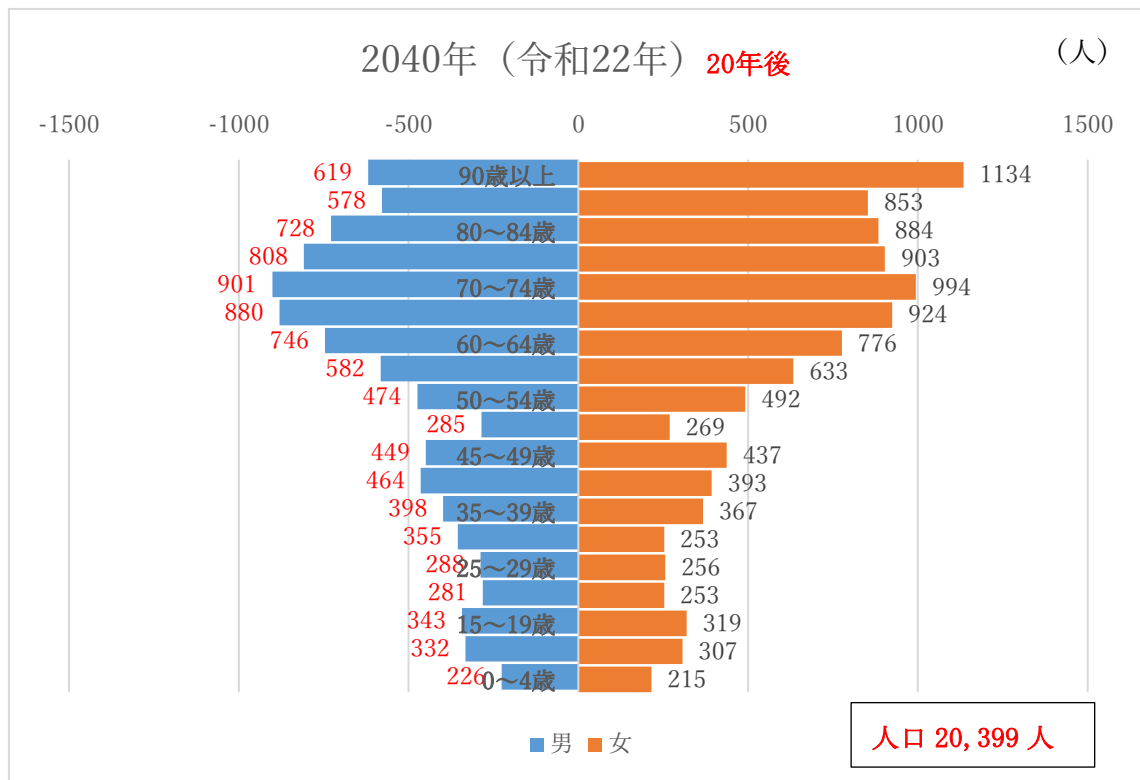
年	0～14歳 (年少)	15～64歳 (生産年齢)	65歳以上 (老年)	総数	%
2015年 (平成27年)	3,731	17,338	10,602	31,671	107.6%
2020年 (令和2年)	3,067	15,362	11,002	29,431	100.0% 計画年度
2025年 (令和7年)	2,614	13,510	10,986	27,110	92.1%
2030年 (令和12年)	2,225	11,869	10,746	24,840	84.4% 10年後
2035年 (令和17年)	1,887	10,174	10,534	22,595	76.8%
2040年 (令和22年)	1,634	8,559	10,206	20,399	69.3% 20年後
2045年 (令和27年)	1,408	7,254	9,556	18,218	61.9%

年齢3階層区分



人口ピラミッド





(2) 農業就業人口の推移予測

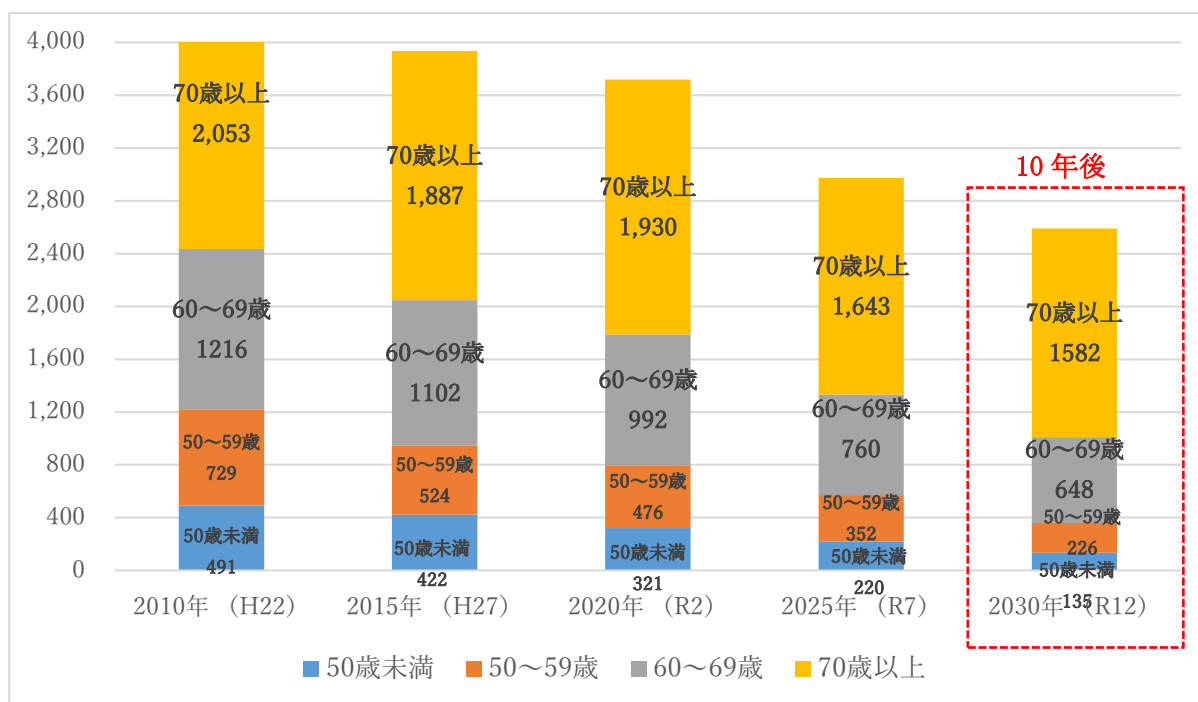
※農研機構中央農業研究センターによる「甲州市の2025年の地域農業の姿が把握できる地域農業情報」で示された将来数値

上記のデータを基に2030年を甲州市農林振興課で推計

単位：人

年	50歳未満	50～59歳	60～69歳	70歳以上	合計	%
2010年（実数） （平成22年）	491	729	1,216	2,053	4,489	120.7%
2015年（実数） （平成27年）	422	524	1,102	1,887	3,935	105.8%
2020年（予測） （令和2年）	321	476	992	1,930	3,719	100.0% 計画年度
2025年（予測） （令和7年）	220	352	760	1,643	2,975	80.0%
2030年（市予測） （令和12年）	135	226	648	1,582	2,591	69.7% 10年後

(人)



4. 甲州市の農業に関するアンケート結果

アンケート概要

- ・基準日：平成 31 年 3 月 1 日
- ・平成 31 年 2 月 18 日（塩山地区）、22 日（勝沼地区）において説明会を実施し、その際に各農事組合長にアンケートを配布し回収してもらい、市あるいは JA 各支所へ提出。
- ・提出期限：平成 31 年 3 月 25 日（月）
- ・対象者数 農事組合に加入する農業者
農事組合員数 3,511 名
農事組合長 246 名

○回答結果

有効回答数	2,225 件
紙ベース	2,161 件
インターネット回答	64 件

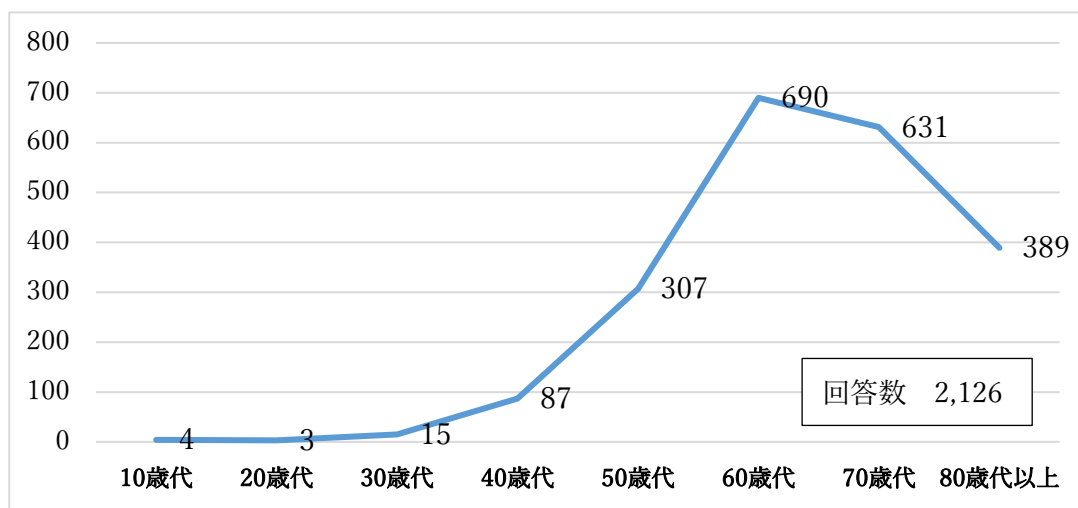
回収率 63.37%

回答内容概要

問 2 あなたの年齢はおいくつですか。（1 つに○）

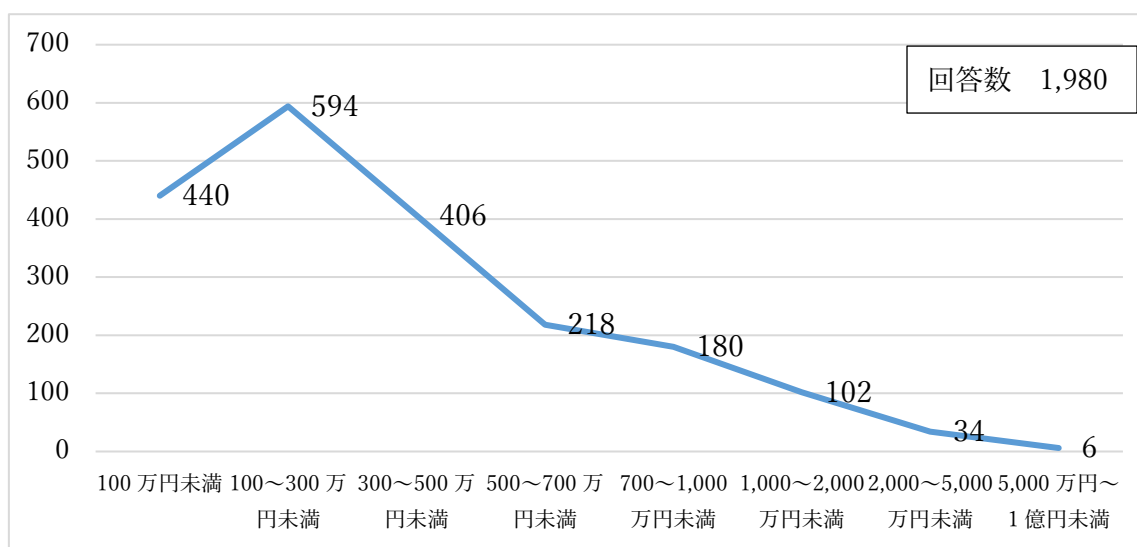
- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-------------|
| (1) 10 歳代 | (2) 20 歳代 | (3) 30 歳代 | (4) 40 歳代 |
| (5) 50 歳代 | (6) 60 歳代 | (7) 70 歳代 | (8) 80 歳代以上 |

(人)



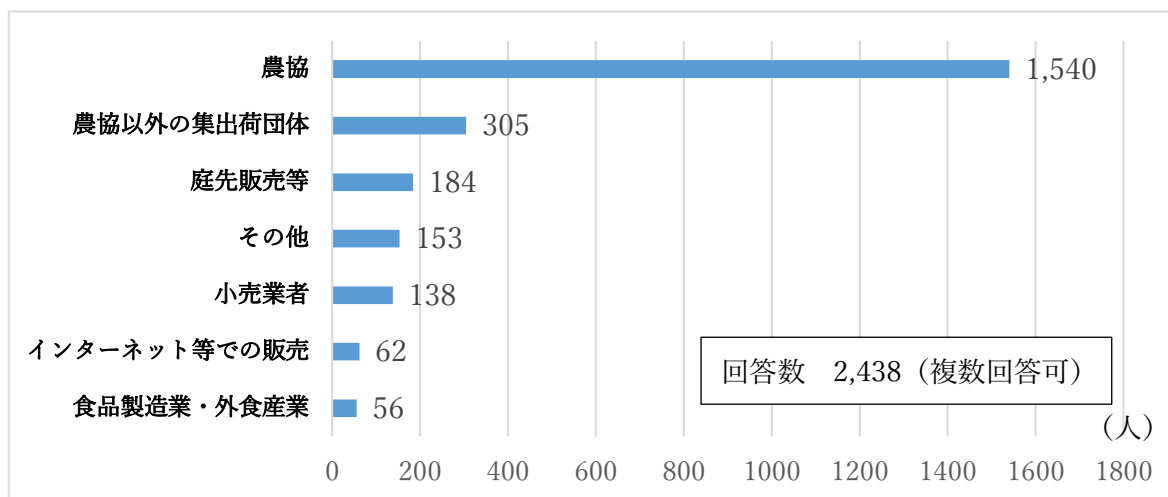
問 6 あなたの年間の農業経営規模（農業収入）について教えてください。（1つに○）

- (1) 100 万円未満 (2) 100～300 万円未満 (3) 300～500 万円未満
 (4) 500～700 万円未満 (5) 700～1,000 万円未満
 (6) 1,000～2,000 万円未満 (7) 2,000～5,000 万円未満
 (8) 5,000 万円～1 億円未満 (9) 1 億円以上



問 7 あなたが生産している農産物の主な出荷先について以下の選択肢からお選びください。（複数回答可）

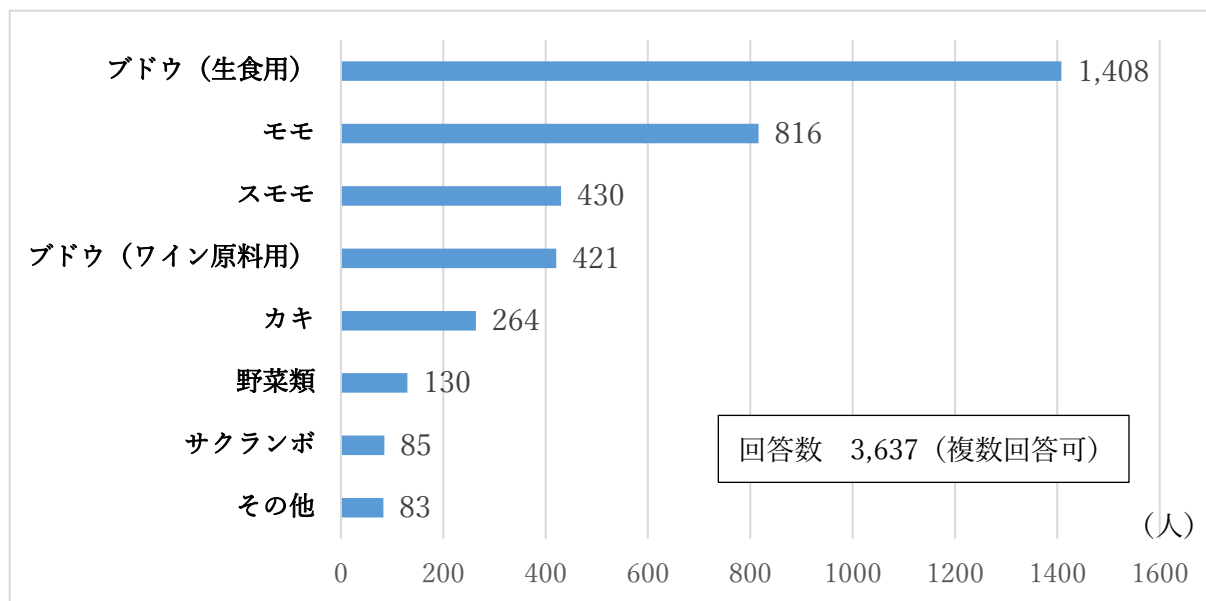
- (1) 農協 (2) 農協以外の集出荷団体 (3) 小売業者 (4) 食品製造業・外食産業
 (5) 庭先販売等 (6) インターネット等での販売
 (7) その他【具体的に： 】



問 8 あなたが生産している農産物について、お選びください。(複数回答可)

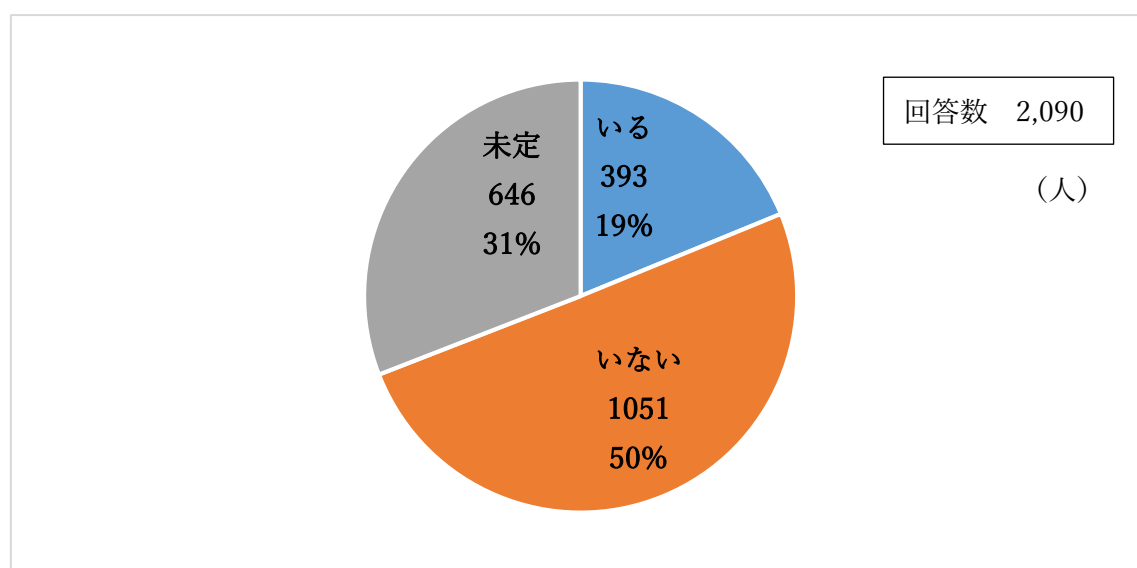
- (1) モモ (2) スモモ (3) ブドウ (生食用) (4) ブドウ (ワイン原料用)
 (5) サクランボ (6) カキ
 (7) 野菜類
 (8) その他【

】



問 11 あなたの農業経営に後継者はいますか？ (1つに○)

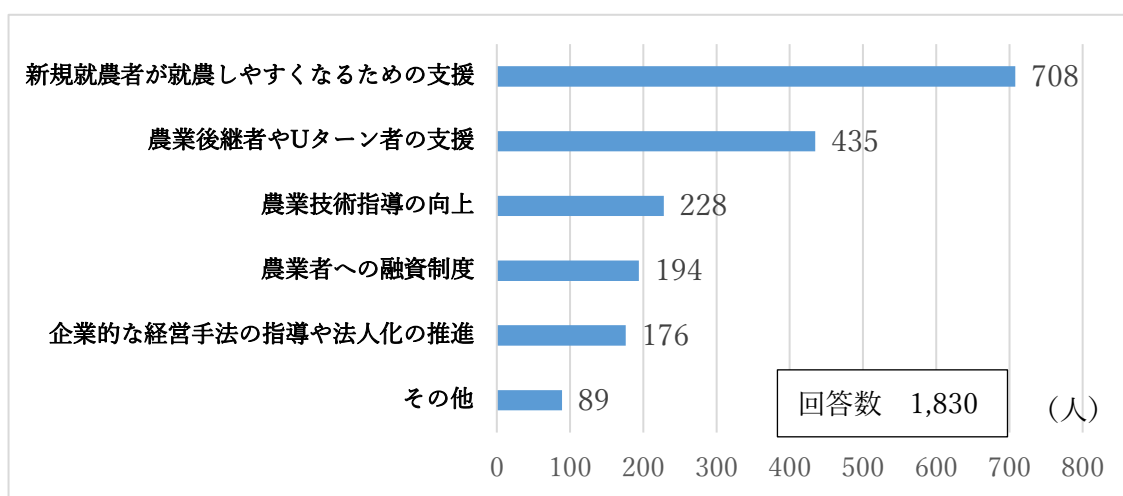
- (1) いる (2) いない (3) 未定



問 13 あなたは、農業の担い手の確保や育成のためには、何が必要だと思いますか。

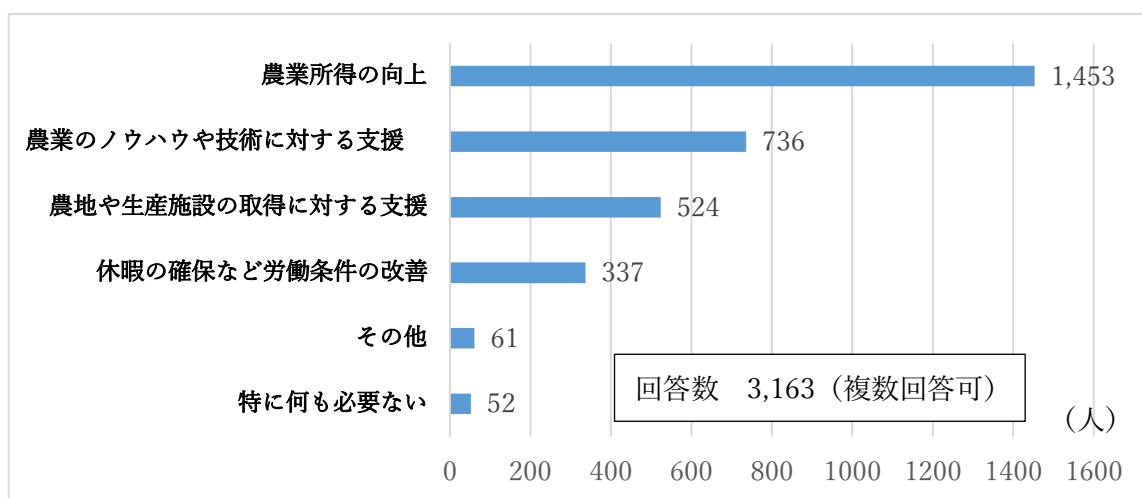
(1つに○)

- (1) 新規就農者が就農しやすくなるための支援 (2) 農業後継者やUターン者の支援
(3) 農業技術指導の向上 (4) 農業者への融資制度
(5) 企業的な経営手法の指導や法人化の推進
(6) その他【



問 14 若い人が農業に従事し、本市の農業の担い手になっていくためには何が必要だと思いますか。(複数回答可)

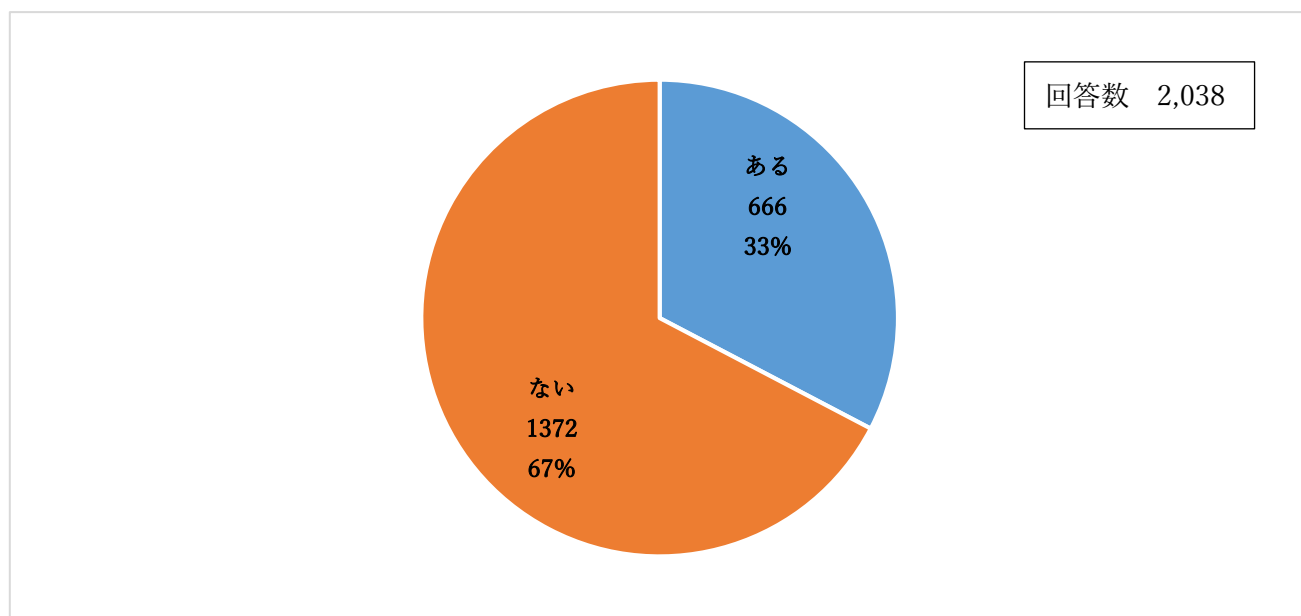
- (1) 農業のノウハウや技術に対する支援 (2) 農地や生産施設の取得に対する支援
(3) 農業所得の向上 (4) 休暇の確保など労働条件の改善
(5) 特に何も必要ない
(6) その他【



農地について伺います。

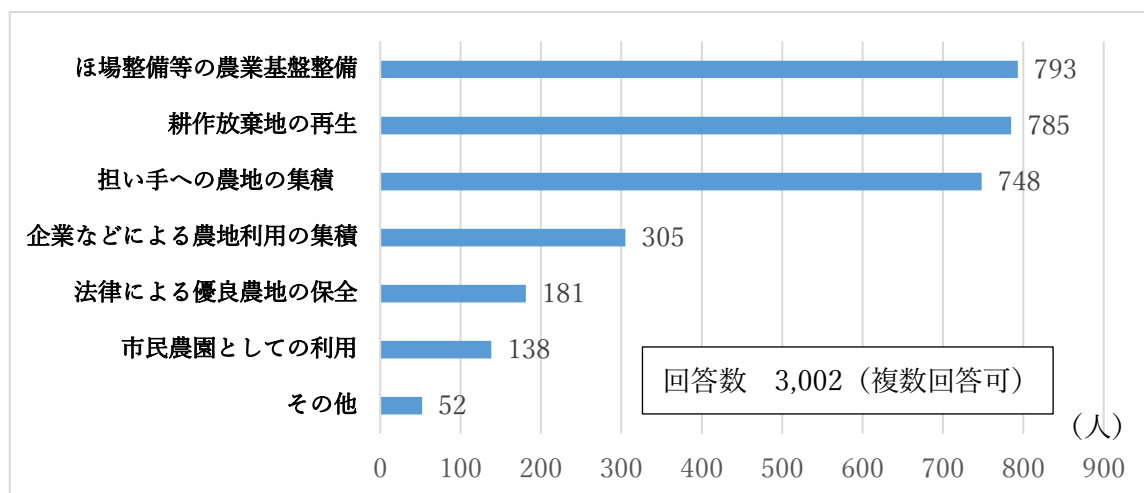
問 15 あなたが所有している農地で、耕作していない農地はありますか。（1つに○）

(1) ある (2) ない



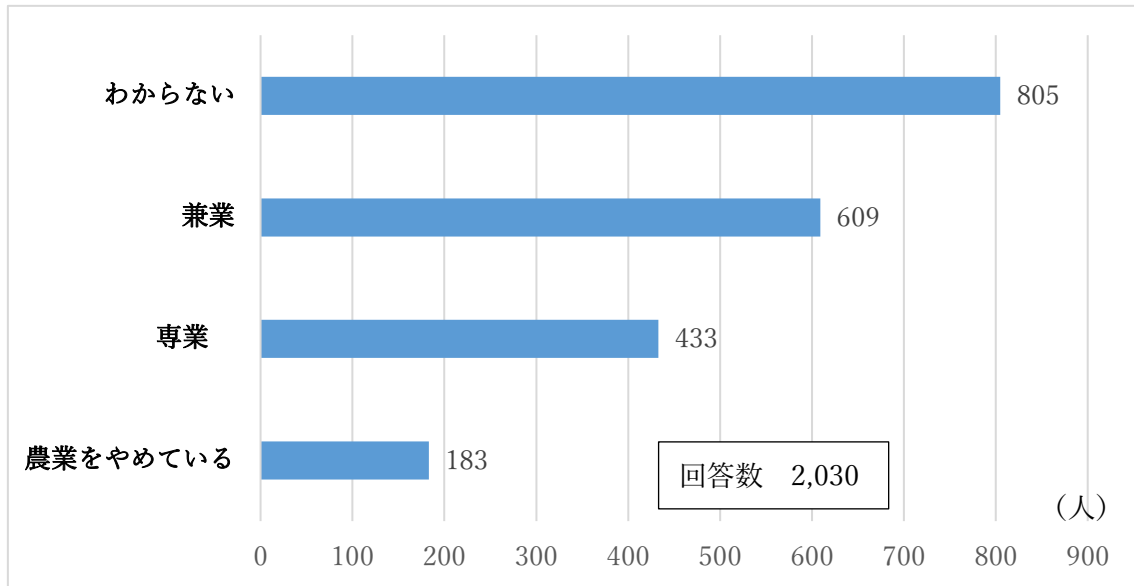
問 17 農地を保全するために必要と思うものをお教えてください。（複数回答可）

- (1) 担い手への農地の集積 (2) ほ場整備等の農業基盤整備
 (3) 法律による優良農地の保全 (4) 耕作放棄地の再生
 (5) 企業などによる農地利用の集積
 (6) 市民農園としての利用
 (7) その他【



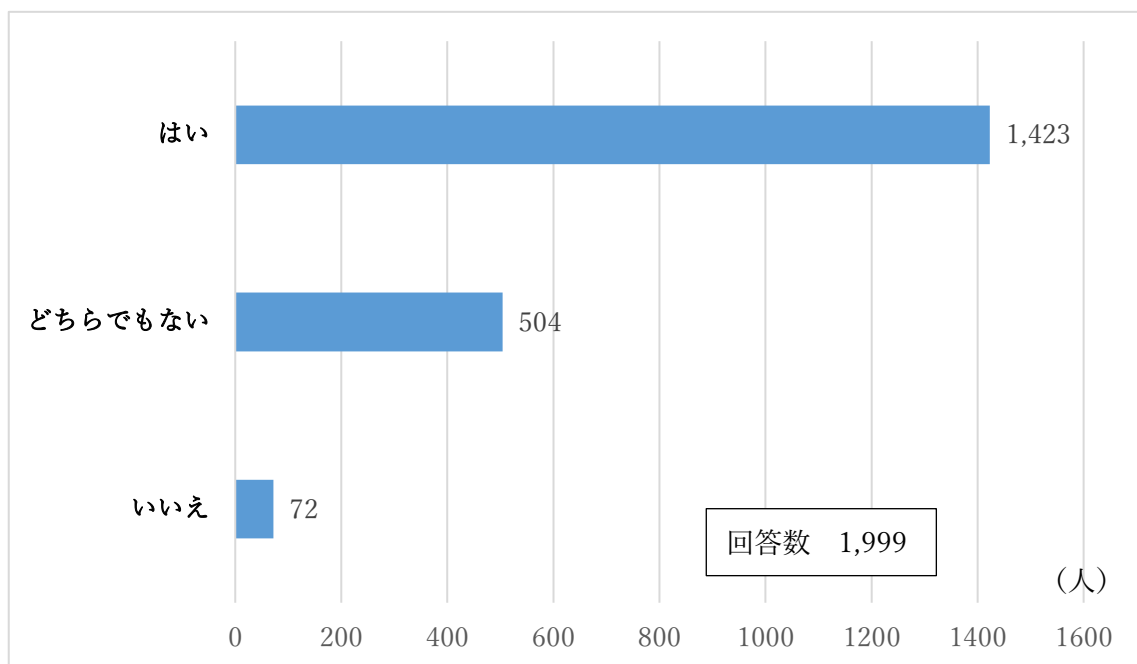
問 19 あなたの10年後の農業経営形態はどのようになっていると思いますか。(1つに○)

(1) 専業 (2) 兼業 (3) 農業をやめている (4) わからない



問 25 甲州市の農業について次世代へ継承する必要があると思いますか。(1つに○)

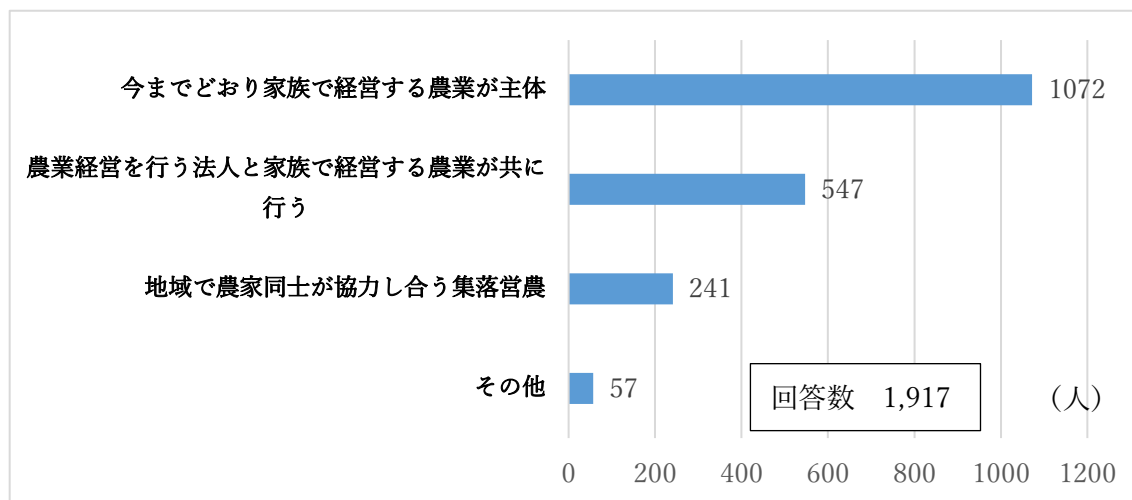
(1) はい (2) いいえ (3) どちらでもない



問 27 甲州市の農業は、今後どのようなようになっていくと思いますか。(1 つに○)

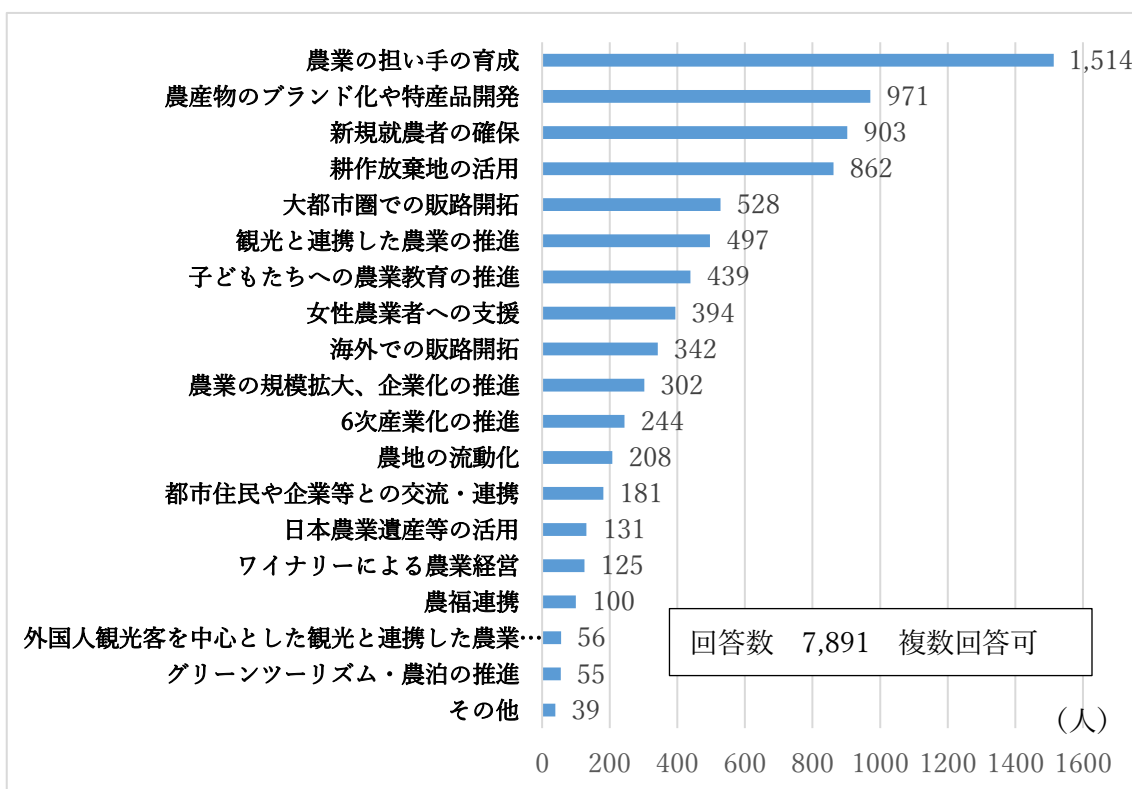
- (1) 今までどおり家族で経営する農業が主体
(2) 地域で農家同士が協力し合う集落営農
(3) 農業経営を行う法人と家族で経営する農業が共に
行う
(4) その他【

】



問 28 あなたは、甲州市の農業が今後も存続していくうえで、何が重要であると思いますか。(5 つまで選んでください)

- (1) 農業の担い手の育成 (2) 新規就農者の確保 (3) 大都市圏での販路開拓
 (4) 海外での販路開拓 (5) 農産物のブランド化や特産品開発
 (6) 農業の規模拡大、企業化の推進 (7) 耕作放棄地の活用
 (8) 都市住民や企業等との交流・連携 (9) 子どもたちへの農業教育の推進
 (10) 日本農業遺産等の活用 (11) 農地の流動化
 (12) 農福連携（農業と福祉分野の連携）
 (13) 6次産業化の推進 (14) 女性農業者への支援
 (15) 観光と連携した農業の推進
 (16) 外国人観光客を中心とした観光と連携した農業の推進
 (17) グリーンツーリズム・農泊の推進
 (18) ワイナリーによる農業経営
 (19) その他【



5. 甲州市の農業の特徴

- 本市は、ブドウ、モモ、スモモ、カキ、サクランボ、イチゴなどの果実を中心とした農業が基幹産業となっており、品質、生産量ともに日本有数の産地となっています。
- 勝沼地域を中心に約 40 社を超すワイナリーで醸造されるワインは、生産量でも日本を代表する産地になっており、本市産の原料ブドウを使ったワインの品質は国内外においても高く評価されています。
- 塩山地域でつくられているころ柿も味・品質ともに高く評価されており、カキを軒先につるす風景は冬の風物詩にもなっています。
- ブドウやモモ、サクランボやイチゴ狩りなど年間を通じて様々な果実を味わうことができる観光農園が多数あるなど農業を基盤とした産業が集積しています。
- 重川や日川などとその支流が複合扇状地をつくり、なだらかな斜面に広がるブドウやモモなどの果樹園は個性豊かな景観を形成しており、この果樹園景観は農村風景の中でも特筆すべきものとなっています。

6. 甲州市の農業の課題

甲州市の農業の課題について、アンケート結果、統計情報などから下記に記載します。

○担い手の減少と高齢化

本市における農業就業人口（販売農家）は、平成 2 年には 7,077 人でしたが、平成 27 年には 3,935 人となり、この 25 年間に 3,142 人が減少しています。また、令和 2 年の総農家数（推計）では 3,719 人となっており、10 年後の令和 12 年には、2,591 人となることが推計されており、1,128 人の減少となります。この 30 年間で 4,486 人が減少することが予測されます。

アンケート調査の設問 2 では、回答者 2,126 人中 60 歳代以上が 1,710 人となり全体の 80.3% となっており本市の農業従事者の多くが 60 歳以上であることがわかります。

アンケート問 11 において農業後継者が「いる」と回答した方は回答者 2,090 人中 393 人で 19%、「いない」と回答した方は 1,051 人で全体の 50% となっており後継者不足は深刻な状況であることが分かります。

以上のことから農業従事者の高齢化・減少が進み、産業としてこれからの本市農業を支える人材の確保が難しくなっていることが分かります。

これらの課題については、農家の後継者を確保することに加え、新規参入を含めた新規就農者対策や、第三者への継承等も含めて検討することが必要

であるといえます。また、就農した若い農業者を地域で育成していく仕組みづくり等も必要であり、担い手の確保・育成は急務と考えられます。

○経営の効率化・安定化・所得向上等の推進

アンケート問6の年間所得の設問では、回答者1,980件中、100万円～300万円が594件(30.0%)でもっとも多く、続いて100万円未満が440件(22.2%)となっています。

問14では若い人が農業に従事するためには何が必要かとの問いに「農業所得の向上」との回答が3,163件中1,453件と45.9%でもっとも多い回答となっています。

問28の甲州市の農業が今後とも存続していくうえで、何が重要であるかとの問いで、「農産物ブランド化や特産品開発」が2番目に多く、「大都市圏での販路開拓」が5番目、「観光と連携した農業の推進」が6番目となっており、所得向上等につながる施策への期待が伺えます。

以上の回答等から、今後とも本市農業の発展のためには、時代の要請に即した品質向上の取り組み、農業遺産認定を活かしたブランド化につながる取り組み、大都市圏及び海外等での販路開拓が必要と考えられます。

また、大都市圏からのアクセスの良さを活かした観光と連携した農業振興の取り組みや本市の強みでもあるワインと連携した農業振興策への取り組みも重要となります。

その他、労働力不足を補完するとともに農業経営の効率化、高度化を推進し生産性の向上につながるICT技術を利用した先進農業技術の活用推進、また、近年の気象災害や、気候変動に対応するための取り組みも必要となります。

○耕作放棄地の拡大への懸念と優良農地の維持

アンケート問14の「若い人が農業に従事し、本市の農業の担い手になるには何が必要か」との問いに対し、「農地や生産施設の取得に対する支援」との回答が524件で3番目に多い回答となりました。

また問15あなたが所有している農地で、耕作していない農地はありますかとの問いには、「ある」と回答した方が666件で33%でありました。

また、問17「農地を保全するために必要と思うものをお教えてください」との問いには、「ほ場整備等の農業基盤整備」が793件で1番多く、続いて、「耕作放棄地の再生」が785件、続いて「担い手への農地の集積」が748件となっています。

耕作放棄地発生の原因は、「高齢化・労働力不足」「圃場条件の悪さのため耕作者がいない」といった従事者に係る要因、「有害鳥獣被害」などが考えられま

す。耕作放棄地が増加することにより、病虫害等の発生、雑草の繁茂など、周辺地域の営農環境の悪化などが起こります。

これらの課題に対し、意欲ある担い手などへの効率的な農地集積を行うための取り組みの推進や生産基盤の整備が必要と考えられます。

また、有害鳥獣対策についても関係機関との連携の中、取り組みを推進していく必要があります。

第3章 主要施策の展開

1. 担い手の確保と育成

指標名	実績値 (平成30 (2018) 年)	目標値 (令和4 (2022) 年)	目標値 (令和12 (2030) 年)
新規就農者数	32 人	46 人	54 人
認定農業者	192 人	200 人	216 人

(1) 相談会等の開催

- 市外、県外での移住相談等と連携による、就農相談会を実施し、市外在住者が本市で就農できるよう積極的に働きかけます。
- 新規就農希望者を確保するため、農地見学会等を実施します。
- 地域農業の維持対策として、第三者による経営継承を含め、個々の経営形態に応じた検討を進めます。
- 定年後の退職帰農についての取り組みを推進します。

(2) 移住支援

- 移住者等に対応した住宅環境の情報提供等について検討を進めます。また、空き家、利用頻度の低い公共施設、市営住宅等の有効活用について検討を進めます。
- 地域おこし協力隊の活動等により、引き続き、農林水産業者と商工業者のマッチングを図ります。
- 農地や中古施設・農業機械等に関する情報を一元的に管理し、情報提供を行うことにより円滑な経営開始を支援します。
- 移住希望者及び既移住者への支援等、各種施策の情報を積極的に提供します。
- 農地法上の下限面積の緩和などにより、新規就農者の小規模な農地取得、貸借等の促進策について検討を進めます。
- 市の独自施策である就農定着総合支援制度を活用した地域農業の担い手育成の取り組みについて、効果的な研修体系を通じて早期の就農定着につながるよう支援します。

(3) 技術支援

- 新規就農希望者が栽培技術や経営手法を習得するため、農業塾や農業経

- 営塾といった支援体制の検討を進めます。
- 高齢農業者の知識や技術をさまざまな形で、次の世代に継承する機会や仕組みについて検討を進めます。
 - 地域普及センター（山梨県）、JA フルーツ山梨等で開催される講習会等の情報について積極的に情報提供をします。
 - 果樹試験場（山梨県）で研究、開発されている先端技術について、その情報発信等に協力します。
 - ブドウ棚を設置する技術者の養成、技術継承に資する施策について検討を進めます。
 - ブドウ棚を設置する技術者のデータベース化と、栽培者のニーズに応えられる仕組みづくりを検討します。

(4) 農地集積

- 農地中間管理事業を活用し、担い手への農地の集積・集約化を促進します。
- 人・農地プランを活用し、地域における人と農地の課題を明確化するとともに、定期的な見直しを実施することで、これらの課題解決を進めます。

(5) 経営支援

- 就農後間もない新規就農者の経営の安定と定着を図るため、農業次世代人材投資資金を活用します。
- 農家の後継者、認定農業者など意欲ある担い手に対し、経営所得安定対策など支援策を進めます。
- 果実の出荷調整作業や農機具の保管に必要となる農機具庫、共同作業場等の確保について検討を進めます。
- JAの系統出荷を主体とする中で、インターネット販売等と組み合わせた多角的な販売を想定した学習会を開催する等、新たな販路開拓に向けた取り組みを支援します。

(6) 法人化、企業的経営、法人参入

- 販路開拓や労働・農業用機械の相互補完に資する仕組みづくりを推進します。
- 農業経営の持続的な発展を図るため、目的に応じた法人化を支援します。
- 企業等の農業参入への関心が高まっていることから、関係機関と連携調整を図りつつ、農地や営農状況等の情報提供を行うなど、企業の農業参入や誘致を推進します。

- 市民や団体の小規模農業参入を推進するための仕組みづくりや、栽培技術の指導、研修機会の提供などに取り組むほか、参入への動機づけを行うための農業体験の機会の提供を支援します。

(7) 援農等

- 認定農業者、新規就農者、女性農業者等の交流機会を創出することにより、新たな仲間づくりを促進します。
- 同時期に繁忙期を迎えるなど本市農業の一般的な経営形態とは繁忙期が異なる他業種との労働力の相互補完について検討します。また他市町村の別品目の経営形態について労働力の補完が可能か検討を進めます。
- JA フルーツ山梨、生協パルシステム等が取り組んでいる有償ボランティアによる、農業軽作業や生活支援等を行う「いいさよ〜山梨」の取り組みの周知と活用を促します。
- 本市農業の従事者の多数を占める高齢者が、今後も、可能な限り、農業を継続できるよう援農やその他の施策について検討を進めます。
- 高齢農業者の活躍を支援するとともに、農作業事故防止活動の指導・啓発に努めます。

(8) 女性農業者が活躍できる環境整備

- 女性農業者同士のネットワークづくりを推進し、女性農業者が積極的に活動できる環境を整えます。
- 女性の視点を活かした女性農業者のための情報の提供や講習会などの取り組みを推進します。
- 女性が農業経営や地域社会に参画するためには家族の理解が重要であることから、家族経営協定の締結を促進するとともに、各種団体の委員等の登用に向けた普及・啓発を図ります。
- 女性農業者の作業環境の改善・整備について問題点の把握や改善策の検討を進めます。

(9) 農福連携の推進

- 誰もが活躍できる社会の実現を目指し、農業を支える新たな労働力として、福祉施設等の障がい者が、選別や箱詰め等の軽作業について就農可能か、また、障がいの状態に適した作業について検討を進めます。
- 関係機関等と連携し、農家と障がい者施設とのマッチングの支援を行います。

◎農福連携とは？

農業者と社会福祉法人やNPO 法人などの福祉団体が連携して、障がい者や高齢者らの農業分野での就労を支援する取組みです。

高齢化や担い手不足に悩む農業者は、農業の維持や地域活性化につながり、障がい者・高齢者には雇用や生きがいの創出、介護予防につながるといった効果が期待されます。

(10) 農業教育の実施

- 市民などを対象とした農業遺産に関する講演会、果樹農業等についての講習会、講座などの開催を通じ、農業を学ぶ機会を創出します。
- 教育委員会、農協、NPO法人 など、関係機関との連携により、市内保育園や学校等と連携し、農業体験や学習の機会を提供することにより、幼児や児童の農業とのふれあいの場を創出します。
- 市民農業講座の運営を通じて、市民の農業活動等をサポートする組織を育成します。
- 従来から取り組んできた「食育」に加え、「食」を支える農業に関する知識・体験も含んだ「食農教育」の考えを取り入れ各種取組みを推進します。

2. 儲かる農業のための環境整備

(1) 販売戦略の強化と農産物ブランド化の推進

- さらなる高品質化と生産量向上により、市場でのシェアを高める品種、その農産物の持つ特色を活かす品種など、その品種に応じた方針づくりを行い、販売戦略に応じたブランド化の取り組みを支援します。
- 流通の国際化に向けた取り組みや農産物直売や地産地消の促進、6次産業化の推進、市の観光情報発信の拠点である「勝沼ぶどうの丘」等での情報発信、県内外でのPR活動の強化、観光イベントを活用した販売促進など、関係団体との効果的な連携による取り組みを推進します。
- 関係機関・団体との連携のもと、農業遺産認定を活かしたブランド化を推進します。

(2) 海外への農産物販売策の促進

- 農産物の輸出を増加させていくために、事業者やジェトロ（日本貿易振興機構）等の関係団体と連携し、輸出機会の拡大を図ります。
- 日本ブドウ産地協議会による「ブドウ等の輸出」支援に取り組みます。
- 峡東地域の果樹農業が日本農業遺産に登録され、また世界農業遺産に申請中であることから、これらを活用しあらゆる機会に周知を図ります。

(3) 地域資源としての農業の活用策の推進と農業遺産を活用した農村づくり、文化・歴史資源の活用

- 日本農業遺産で認定されている本地域のランドスケープ（人と農業等のかかわりにより形成された景観）の概念を周知していくと共に、ランドスケープを形成している各要素を保全する取り組みについて推進します。
- 峡東他市と協力する中で、「峡東地域の農業遺産ロゴマーク」の認知度を高めながら、世界農業遺産の理念を具現化できる製品の認証制度についてさらに検討を深め、農産物の高付加価値化を図ります。
- ツイッターやフェイスブックといったソーシャル・ネットワーキング・サービスを活用して、農業の楽しさ等について消費者へ情報発信する仕組みについて検討します。また、インフルエンサー等社会的な影響力を持つ人との関係構築により、本市の農産物の情報発信に取り組みます。

(4) ワイン振興

- 日本固有の個性を持ち、本市はもとより、本県のシンボルである甲州ワイ

ンは、和食に合うワインとしてグローバルな視点で認知され、その評価は高まりを見せています。また、山梨県は、令和元年 8 月に「ワイン県」宣言を行う等、ワインへの注目度は高まりを見せています。山梨県、酒造関係団体、ワイナリー等と連携、協力する中で引き続きワイン振興に資する取り組みを推進します。

○ワインツーリズムが広く定着していることから、観光部局と連携し、「農」の視点からも情報発信するなかで地域農業の振興につながる施策について検討します。

○ワイン草創期の歴史的建造物である葡萄資料館や宮光園などは産業遺産としても貴重な資源であることから、農業との関係なども周知するなかで活用策を検討します。

○「甲州市原産地呼称ワイン認証制度」の運用を通して、醸造用ブドウの畑のデータベース化を進め、醸造用ブドウの生産力向上を目指す施策に活用していきます。

○ワインと果実を併せたプロモーション等の取り組みについて検討します。

○ワイン原料としてのブドウの自社栽培を希望するワイナリー等への農地情報の提供を行うとともに、これからワイナリーとの栽培契約を進めたい方に対してマッチングを行います。

○市ワイン原料用甲州種ブドウ苗木供給対策事業を活用し、市内ワイナリーを通じて生産農家へ優良一年生苗木を提供します。

○園地情報を明らかにする目的により、令和元年（2019 年）に導入した、系統醸造用甲州ブドウの「文書契約取引」の一層の推進を図っていきます。

○品種名のみの「甲州ワイン」から一步踏み込み、生産者や風土（テロワール）と結びついたワイン生産を目指していきます。

(5) 観光資源としての農業

○生産者と消費者との交流や、観光・交流事業との連携による農業の活性化に向け、グリーンツーリズムや農業体験などの取り組みを促進します。また、体験事業の受入れ団体の中心を担うリーダーを育成します。

○ブドウやころ柿の歴史的価値と関連史跡等、また地域に残る行事等を活用した農業体験など、歴史的資産と農業の関係性を活用したイベント、交流事業等について検討します。

○果実狩りを目的に本市を来訪される方が多いため、観光部局と連携するなかで、観光農園の情報提供と、農業資源を活用した観光メニューの提案について検討を進めます。

○観光農業推進のための果実加工施設などの体験や、農家レストラン等の整

備・導入について検討します。

○農家と観光関連事業者との異業種交流を推進し、観光関連商品の開発、観光サービスの質的向上を推進します。

○甘草屋敷由来の甘草については、栽培と商品化に向けた取り組みを、観光等の視点から引き続き、活用策を検討します。

○本市原産である「甲州」は、800年もしくは、1200年の栽培の歴史がある日本最古のブドウであり、平成22年には、日本のぶどう品種として初めて「甲州」が国際ブドウ・ワイン機構（OIV）に登録されました。これらの「甲州」が有する特徴等に関する情報を積極的に発信するとともに、栽培の奨励につながる取り組みを推進します。

(6)スマート農業

○全国的に取り組みが加速化している農業のIoT化等について社会実装に向けた現地実証の動向を注視するとともにJAフルーツ山梨と連携し、市内における効果的な導入を検討します。

○具体的には、各種センサーやドローン等の活用について検討を進めます。

○情報の蓄積を進めるとともに、取得した情報を活用し病虫害発生予察や適期防除に向けた情報提供に活用、農業経営改善に活用が可能か、また省力化につながる取り組みについて検討を進めます。

○熟練農業者の持つ様々な技術・判断を記録・データ化し、そのノウハウを新規就農者等が利用できる仕組みについて検討します。

(7)気象災害に強い農業の推進

○補助事業等を活用した、降雨対策として雨よけ施設等の設置や、冬季の気候不順に対応した、ころ柿の乾燥機の設置を推奨します。また、関連機関と連携する中で気象災害に強い生産技術の普及や災害の事前、事後対策についての周知を進めます。

○温暖化に適応した品目・品種への改植、栽培技術の普及（本市に適応する新品目の導入、新品種の情報収集と周知）を進めます。

○温暖化に伴う黒系ブドウの着色不良への対策について県、JAと連携する中で情報提供を行います。

○農業関連保険の加入について、広報や、様々な機会を捉えて加入を促進します。

○基盤整備の際には防災、減災等の視点を含め、長寿命化・耐震化を推進します。

○果実の病虫害の対策について県・JAと連携して品質の保持に努めます。

○モモせん孔細菌病等の病虫害被害が発生及び発生の恐れがある際には、補助制度等を含め、迅速な対応を進めます。

3. 農地の確保と有効利用

(1) 担い手への農地の利用集積の促進

- 農地流動化対策として効果のある奨励金制度を引き続き実施し、優良農地の保全と中核的な担い手の経営安定を図ります。
- 引き続き、農地中間管理機構から業務の一部の委託を受け、相談などの窓口業務や出し手・受け手との調整などを行い、農地の集積、集約化を図っていきます。
- 甲州市地域農業再生協議会を通じて農地の利用集積、集約を図っていきます。
- 優良農地の確保とその有効利用を促進するため、「人・農地プラン」による地域の中心となる経営体や認定農業者など意欲ある担い手への農地の利用集積を進めます。
- 新規就農者の農地確保につながるよう、農地情報の提供に努めるとともに、貸借等につながる取り組みについて推進します。

(2) 耕作放棄地等の活用と基盤整備の促進・農地の保全管理

- 農業委員会を中心とした農地パトロールにより、耕作放棄地の実態把握を進めます。
- 再生可能な農地や病虫害の発生や鳥獣害の原因となり周辺に影響が予想される農地について、各種補助事業を活用しながら、耕作放棄地の解消に取り組めます。
- 「人・農地プラン」に基づき、耕作放棄地解消対策を検討します。
- 地元地区からの要望に基づき、農道や用排水施設の計画的な新設・改修を進めます。
- 生産性や品質の向上、コスト縮減、農作業の効率化、優良農地の確保・保全に努めるとともに、異常気象時の災害防止のため、農地の区画整理、農道の整備等、農業生産基盤の整備、用排水路を進めます。
- 農業の多面的機能の維持・発揮のため、地域活動を支援し、農業生産基盤の保全に努めます。

(3) 鳥獣被害対策の強化

- 農作物被害に対しては、野生動物の生態や防除のマニュアルの作成などによる個々での対応を促進するとともに、農家を中心とした地域・集落の住民

が一体となった取り組みを促進します。

○金網、ネットなどの防護柵・電気柵の設置など防除対策強化と猟友会による駆除対策の実施など、関係団体、関係機関との連携や支援の強化を図ります。

○周辺自治体と連携し、広域での鳥獣被害防止対策を進めます。

第4章 ビジョンの推進体制

・ビジョンの推進体制

本市農業の振興にあたっては、本ビジョンに掲げる基本方針の実現を目指し、関係機関がそれぞれの役割と責任を持って果たしていくとともに、相互に連携しながら取り組んでいきます。

それぞれの役割

甲州市

本ビジョンの実現を図るため、関係機関と連携し、それぞれの役割が果たせるよう支援・調整を行うとともに、国、県等の動向を踏まえる中で、本市農業に必要な施策を実施します。

市民

本市農業の歴史、文化及び多面的機能について理解を深め、農業・農村環境の保全に積極的に取り組みます。

農業者

安全、安心かつ高品質な農産物を生産し、安定的に農業経営を継続できるよう農業者自らがやまなし GAP（農業生産工程管理）等の手法を通じ、持続的な営農活動を実践します。

山梨県（峡東農務事務所）

市と連携し、農業者の確保、育成に努めるとともに、本市を含む峡東地域の農業の発展に努めます。

フルーツ山梨農業協同組合

営農・販売支援に積極的に取り組み、生産力の向上と高品質果実の一層の販売を行うとともに、組合員の経営発展に寄与します。

甲州市農業委員会

農地利用や権利関係の調整など、農家の相談窓口としての機能に加え、農地法に基づく許認可、農地パトロールによる耕作放棄地の把握と防止に努めるとともに、優良農地の維持と農地の流動化を促進し、中心経営体への農用地の利用集積やあっせんに積極的に取り組みます。

甲州市農業振興協議会

JA、市、農業者と連携する中で、先進地視察、研修会を通じ、積極的に先進的事例の収集を行うとともに、県外等で開催されるイベント等でのPR活動を通じ、産地の情報発信とイメージアップを図ります。

甲州市指導農業士会

農業後継者の確保と青年農業者の育成指導に努めるとともに、本市の農業振興に寄与する活動を行います。

甲州市地域農業再生協議会

市、JA等と連携し経営所得安定対策等の推進、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保等を図ります。

甲州市農業技術員連絡協議会

学習会、県外研修等を通じ、栽培技術の向上と指導体制の充実に努め、農家指導の効率的運用を図り、本市農業の発展に寄与する活動を推進します。

甲州市観光協会

観光農園や農業・農村資源の活用を図るとともに、農業遺産をはじめ、本市農業の高付加価値化と観光振興につながるPR活動を推進します。

ワイナリー

醸造用ブドウ生産農家との契約栽培やJAを通じた安定取引による協働関係を強化し、本市特有の風土を活かした、原料需給関係の構築を推進し、高品質のワイン生産に努めます。

参考資料

1 策定の経過

(1) 甲州市農業ビジョン策定委員会開催状況

【第1回委員会】

日 時：令和元年 10 月 31 日（木） 14：00～17：00 場 所：甲州市役所 2
階第 1 会議室
出席者：委員 12 人中 8 人

【第2回委員会】

日 時：令和元年 12 月 5 日（木） 15：00～17：00 場 所：甲州市役所 1 階
市民ギャラリー
出席者：委員 12 人中 7 人

【第3回委員会】

日 時：令和 2 年 1 月 16 日（木） 14：00～15：20 場 所：甲州市役所 2 階
第 2 会議室
出席者：委員 12 人中 8 人

【第4回委員会】

※新型コロナウイルス感染症予防のため中止とし書面により委員から意見聴取を行い、最終案を作成。その後古屋委員長に確認をいただいた。

(2) パブリックコメントの概要

【資格】

市内在住・在勤・在学の方
市内に事務所・事業所がある個人・法人・団体及びその職員の方
本案に関して利害関係がある個人・法人・団体の方

【期間】

令和 2 年 2 月 20 日（木）～令和 2 年 3 月 10 日（火）

【結果】

意見者数 0 人

3 甲州市農業ビジョン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 甲州市の10年後の農業を守る柱を定める計画（以下「農業ビジョン」という。）を策定するため、甲州市農業ビジョン策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 委員会は、農業ビジョンの策定に関する事項について意見を述べ、検討し、又は協議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 農畜産物の生産、加工、販売等に携わる者
- (3) 関係団体又は関係機関の職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に規定する協議が終了する日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等の職務)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提供を求めることができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、農林振興課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

3 甲州市農業ビジョン策定委員会委員名簿

番号	役職	所属等	氏名	住所	性別
1	委員長	学識経験者 元山梨県果樹試験場場長	古屋 栄	甲州市勝沼町山	男
2	副委員長	甲州市農業委員会会長	丸田 米治郎	甲州市塩山中萩原	男
3		甲州市農業振興協議会会長	小澤 義彦	甲州市塩山小屋敷	男
4		甲州市指導農業士会	三森 かおり	甲州市勝沼町菱山	女
5		甲州市観光協会会長	雨宮 正明	甲州市塩山下萩原	男
6		勝沼ワイン協会会長	有賀 雄二	甲州市勝沼町下岩崎	男
7		峡東農務事務所農業農村支援課長	芦澤 秀雄		男
8		JA フルーツ山梨営農指導部部長	反田 公紀		男
9		JA フルーツ山梨販売部部長	小林 誠司		男
10		農業者	山口 祐子	甲州市勝沼町勝沼	女
11		農業者	堀川 清美	甲州市塩山下栗生野	女
12		農業者、日本農業新聞記者	平山 公夫	甲州市大和町初鹿野	男